

平成 26 年度定期監査(5)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査(5)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 26 年 8 月 21 日から同年 9 月 3 日までの間において実日数 9 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総

経第 261 号)」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 健康福祉事業本部福祉部

(ア) 経営課

(イ) 臨時給付金担当課

(ウ) 福祉施策調整担当課

(エ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・春日町敬老館

(オ) 介護保険課

(カ) 障害者施策推進課

(キ) 障害者サービス調整担当課（以下の施設を含む。）

・心身障害者福祉センター

・こども発達支援センター

(ク) 練馬総合福祉事務所

(ケ) 光が丘総合福祉事務所

(コ) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 光が丘保健相談所

(オ) 石神井保健相談所

(カ) 大泉保健相談所

エ 健康福祉事業本部地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 地域医療企画調整課

2 監査の結果

適正に行われていた。